

子ども自主活動支援事業について

▶趣旨▶▶▶

本事業は、子どもたちが中心となったより魅力的なまちにするためのプロジェクトに対して支援を行うものであり、次の事項を目的とする。
(50万円上限予定)

- (1) 「児童の権利に関する条約」^{注1)}第12条に基づき、子どもたちの意見を表明する権利を保障する。
- (2) 子どもたちが自ら考え、計画し、自分たちの力でプロジェクトを実行していく中で、主体性を育む。
- (3) 子どもたちが、プロジェクト達成を目標に、互いを認め合い協働しながら思いを形にする中で、自治力を育む。
- (4) まちづくりへの参画を通して、次世代の“かわにし”を担う子どもたちを育成する。

注1) 「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効、日本は1994年に批准した。子ども人権を持つことを確認し、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について定めている。

活動計画

- ・本事業を行うにあたり、「かわにし子どもプロジェクトチーム」を立ち上げ、公募によって選出する。
- ・子どもたちが、住みたいまち“かわにし”にするための取組を提案し、形にする。

10月～11月中旬
周知・公募

11月中旬～12月中旬
審査

1月～7月
活動

8月
報告会

周知

- ・広報かわにし
- ・市HP掲載
- ・各校募集要項配付
- ・各校児童生徒への説明

公募

川西市在住もしくは、在学の小学校4年生から高校2年生相当（義務教育を終え2年以内）の人

- ・1チーム原則3～5名で応募用紙を川西市教育委員会教育支援センターへ提出する。
- ・任期は1年とする。

1次書類

- ・5チームを選出する。
- ・事務局による審査を行う。

2次プレゼンテーション

- ・1チームを選出する。
- ・審査員は公募による子ども審査員3名と市長・教育長・教育委員1名・教育推進部長とする。

- 1 「かわにし子どもプロジェクトチーム」に応募する理由
- 2 実現したいアイデア
- 3 活動予定
- 4 予算計画 等を中心に、プレゼンテーションを行う。

【活動例】

- <子どもの居場所>
- ・かわにし子どもカフェ
 - ・寺子屋かわにし

- <まちの活性化>
- ・かわにし市

- <魅力発信>
- ・かわにし魅力発信SNS

プロジェクト内容により、追って人員を募集することができる。

活動してきたことを、報告する場を持つ。

・内容によっては、活動を継続することもあり得る。